

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第36回）

### 第1 日時

平成30年6月1日（金） 午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

伊藤敏孝，大場玲子，押切久遠，加藤利雄，栗田和美，孝橋宏，坂田恭子，佐世芳，立山優二，畑玲子，本田晃，水谷元雄，武藤京子，吉田正臣（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）北島孝子，七尾聡，田崎正紀，佐藤裕久，関悦男，岩本紳也  
（事務局）横山真幸，中村浩毅，安藤慎一，白熊正樹，八木真希子

### 第4 議題

「少年保護事件における被害者への配慮について」

### 第5 議事概要

- 1 開会宣言
- 2 新任委員自己紹介（孝橋委員，武藤委員，押切委員，坂田委員）
- 3 退任委員紹介（秋吉委員，田澤委員，吉田（千枝子）委員，福島委員）
- 4 委員長選任（孝橋委員を選任）
- 5 委員長代理指名（畑委員を指名）
- 6 議題「少年保護事件における被害者への配慮について」

被害者配慮制度の概要，被害者対応時の配慮事項，当庁における実施状況等についてDVD視聴及び少年審判廷見学を交えて説明した上で，意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

- 少年審判に少年や保護者以外の関係者（雇い主，学校関係者等）が立ち会うことはあるか。
- 出席を希望されることは少なくない。例えば，付添人から，審判で今後の就労について雇い主に話をしてもらいたいと希望されることがある。学校の先生が審判において，少年を励ますこともある。ただし，審判ではプライバシーに関わる事項に触れることも多いので，関係者の出席は必要な場面に限ることが多い。
- DVDで被害者の意見陳述の場面があったが，被害者にとっては，被害に遭った状況を述べるのが辛い記憶の再現になることもあると思う。そういった被害者へ

のケアはされているのか。

- 大変な思いをして被害を訴える方も多いと思うが、裁判所がどこまで関わる事ができるかという問題がある。被害者から話を伺うときは、その心情を汲むよう丁寧に聴取する一方で、事件の範囲を超えて裁判所が継続的な手当てを行うことは難しく、必要に応じてふさわしい機関を案内することになる。
- 調停委員も所属する「埼玉家庭少年友の会」では、保護者の審判出席等が見込まれない少年に関し、付添人活動を行っている。「埼玉家庭少年友の会」が被害者に関与することはあまりないが、例えば、少年が万引き被害に遭われた方のお話を聞く「万引き被害を考える教室」がある。話は変わるが、審判廷を見学した際、証人が遮蔽によって少年と隔離されるという説明があったが、あの遮蔽で本当に少年への恐怖心を抱かないのか、被害者が被害体験を思い出すのではないかと心配に思った。
- その心配は確かにあると思う。審判廷はさほど広くなく、遮蔽は頑丈なものであるものの、向こう側に少年がいると思うと足がすくんでしまうという気持ちを抱く方もいると思う。そういった場合に、ビデオリンクといって、別室からテレビ画面を通じてやりとりをする方法もあるので、その説明をするなどしてできるだけ配慮している。
- 被害者には、弁護士がついておらず、法律に疎い方も多いと思うが、制度利用の申請等を裁判所の職員が手伝ってくれるような配慮はあるのか。
- 一定の事件について、裁判所から被害者にパンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」等を郵送し、手続を案内している。すぐに反応がある場合もあるし、そうでない場合もあるが、いずれにせよ連絡があれば、職員が丁寧に対応している。
- 被害者へのケアについて、欧米では修復的司法（加害者と被害者の関係を修復する）の考えがある。今回のテーマは、被害者を審判等にどう反映させるかというところで終わっているが、少年が可塑性に富むことを踏まえると、修復的司法といった観点も考える必要があるのではないかと思う。
- 加害者には国選辩护人制度があるが、被害者が弁護士を頼むには費用が発生するのか。被害者でも国選辩护人のように弁護士をつけられる制度はないか。
- 成人の刑事事件では、国選被害者参加弁護士制度があり、国費で被害者に弁護士をつけることができる。国が被害者の弁護士費用を負担できるのは一定の事件に限られるため、その他の事件の場合は弁護士費用が発生するだろうが、弁護士会によっては、助成を行っているところもあると思われる。
- 学校でのいじめが大きな問題になっており、被害者が自殺したり、不登校になったりすることもある。加害者の特定が難しいケースもあるが、そういった問題は最終的には家裁の手続に乗るのか。
- いじめにも様々な態様があるが、暴行等刑事事件として認められるような事案で

あれば家裁に送致される。嫌がらせの類、例えば集団で無視する等の場合は、難しいように思う。

- いじめの定義は主観的なものであるが、少年事件として扱われるのは客観的に犯罪性があると認められるものである。そのため、事件として扱われるものよりもいじめとして取り上げられるものがずっと多いというのが現実である。
- 時代が変わってきて、被害が目に見えるものだけでなくってきている。それに対して、司法としてどうやって対応するか、基準のようなものはないか。
- 事件によって守備範囲が決まっているので、なかなかそういったところには対応しづらいと考える。
- 罪刑法定主義といって、犯罪として認定されるものは法律で決まっている。犯罪として認められるものについて家裁に送致するという点は変更しがたいのではないか。
- 少年事件に限らず、被害者対応は、マスコミでも話題となっている。少年事件に関しては匿名の原則があり、加害者本人や学校が特定されないように報道しているが、被害者は事件の性質によるものの原則実名である。最近では、被害者側が写真の掲載を拒むケースが増えており、国民の知る権利に配慮することと、被害者擁護との間で、報道機関としても毎回悩んでいるところである。
- 少年非行は、家庭に問題があることがほとんどである。家庭に居場所がなくて、いじめやリンチにつながることが多い。家庭の問題であるが、社会の問題でもある。家裁の審判は、背景等の調査を経て処分を決定する手続であるが、どこまで踏み込んで再犯を防止できるか、本質的な更生のためにどうしたら良いかは法曹関係者にとって永遠の課題だと思う。いじめの問題は、近年認知件数が非常に増えているが、被害者の保護者が被害感情を訴える傾向が強まっている印象である。それに伴い、今後、少年事件における被害者配慮制度の利用も増えるのではないか。
- パンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」には、記録の閲覧に関して、「家庭裁判所が指定する日時・場所・方法で閲覧やコピーをしていただきます。」と記載されている。少年事件の記録は相当大部であるが、閲覧の日時場所は、裁判所が指定するのか。被害者がこのパンフレットを読んだときに、日時場所に関して自分の希望が通らないと受け止めてしまうのではないか。
- 確かにパンフレットの文言だと、誤解を受けるかもしれない。日時については、予め被害者と調整し、同人が来庁できる日を設定する。また、少年事件の記録は膨大で、被害者はどの部分を読めば良いのかも分からないことが多いので、どのような趣旨で記録を閲覧したいかを確認した上で、裁判所が閲覧箇所を選別、説明し、閲覧や謄写をしていただいている。
- 記録の閲覧謄写の実施件数について、被害者本人と弁護士との割合は分かるか。
- 統計をとっていないため、はっきりとは分からないが、本人の方が多い印象であ

る。特に、事件進行中の場合は、本人による閲覧謄写が多いように思う。交通事故等の被害の場合、事件終了後、弁護士や保険会社の方が閲覧謄写の申請をされることが多い印象である。

- 少年事件全体に占める制度利用の割合が分かれば教えていただきたい。
- 平成29年度のさいたま家裁管内全体の既済件数は約3,600件（うち交通関係事件が1,500件程度）であり、審判開始決定がなされたのは1,800件程度である。被害者配慮制度の案内を送付したのは約130人であるが、実際に制度を利用した人数、件数はお配りした統計資料のとおりである。

7 次回テーマ等の選定「家事事件手続法施行5年後の家事調停事件について」

8 閉会宣言

第6 次回日時

平成31年1月23日（水） 午後3時